



(電子版)

info@jikosoren.jp

2017年 第15号 2017年7月21日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

東京・豊島区議会がライドシェア反対の意見書

東京都豊島区議会は7月12日、ライドシェア・白タク合法化反対についての意見書を全会一致で採択しました。東京の区議会では3月30日の中央区議会に続く採択です。

東京地連では、都内の全区市町村を対象に要請のとりくみをすすめています。豊島区議会へは北部ブロックが担当して、5月に日本共産党区議全員と協議を行いました。より広範な議員の協力を得て議会に請願することになり、公明・共産・民進・社民各会派の議員に紹介議員になってもらい区議会に提出、7月10日の都市整備委員会で平澤収書記次長が意見陳述を行い、ライドシェアの危険性を訴えました。

豊島区議会都市整備委員会で意見陳述する東京地連平澤書記次長



ライドシェア・白タク合法化反対についての意見書

ライドシェアは、2種免許を持たない一般ドライバーが自家用車で旅客を輸送するもので、安全を旨とする公共交通とは相いれないものであり、わが国では、道路運送法に違反するいわゆる白タク（無許可タクシー）行為に相当する。

しかしながら、平成28年5月27日に、一の市町村の区域内における外国人観光旅客等の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として自家用自動車により行われる運送手段を新規追加した国家戦略特別区域法の一部を改正する法律が参議院本会議で可決成立した。その際、「いわゆるライドシェアの導入は認めないこと」などを盛り込んだ附帯決議が国会でも採択されている。

今後についても、今回の法改正が将来のライドシェア合法化への道ならしとならないよう、強く希望するものである。

よって、豊島区議会は、改めて国会及び政府に対し、タクシーに課せられた2種免許や運転前のアルコールチェックなどの安心・安全に関わる規制をすべて取り払ったライドシェア、いわゆる白タクの合法化を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月12日

豊島区議会議長 木下 広

衆議院議長／参議院議長／内閣総理大臣

国土交通大臣／内閣府特命担当大臣（規制改革）あて